

平成30年3月29日

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

旭川市建設工事等低入札価格調査要領の改正について

旭川市建設工事等低入札価格調査要領の建設工事に係る調査基準価格及び失格判断基準の設定の設定について改正し、平成30年4月1日以後に公告する入札より適用しますのでお知らせいたします。

記

1 改正の内容

(1) 調査基準価格の設定基準

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| 予定価格（消費税等を除く。）の10分の7以上で、 ・次に掲げる①から④の合計額 | 予定価格（消費税等を除く。）の10分の7以上で、 ・次に掲げる①から④の合計額 |
| ①直接工事費の額の 97% | 【土木系工種】 ①直接工事費の額の 97% |
| ②共通仮設費（間接労務費）の額の 90% | ②共通仮設費（間接労務費）の額の 90% |
| ③現場管理費（工場管理費）の額の 90% | ③現場管理費（工場管理費）の額の 90% |
| ④一般管理費等の額の 65% | ④一般管理費等の額の 65% |
| | 【営繕系工種】 ①直接工事費－（直接工事費×0.1）の額の 97% |
| | ②共通仮設費の額の 90% |
| | ③現場管理費＋（直接工事費×0.1）の額の 90% |
| | ④一般管理費等の額の 65% |
| | 【機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事】 ①直接工事費－（直接工事費×0.2）の額の 97% |
| | ②共通仮設費の額の 90% |
| | ③現場管理費＋（直接工事費×0.2）の額の 90% |
| | ④一般管理費等の額の 65% |

【土木系工種】

土木、舗装、造園及び橋梁工種、並びに、土木系工種以外の工種のうち北海道土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合

【営繕系工種】

土木系工種以外の工種

注1 一の契約の中に二以上の業務が含まれる場合は、業務の種類ごとに算出した額の合計額

2 算出した額が予定価格（税抜）に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7を乗じて得た額

(2) 失格判断基準の設定（総合評価一般競争入札によるもの）

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>予定価格（消費税等を除く。）の10分の7以上で、 ・次に掲げる①から④の合計額</p> <p>①直接工事費の額の 97%</p> <p>②共通仮設費（間接労務費）の額の 90%</p> <p>③現場管理費（工場管理費）の額の 90%</p> <p>④一般管理費等の額の 65%</p> | <p>予定価格（消費税等を除く。）の10分の7以上で、 ・次に掲げる①から④の合計額</p> <p>【土木系工種】</p> <p>①直接工事費の額の 97%</p> <p>②共通仮設費（間接労務費）の額の 90%</p> <p>③現場管理費（工場管理費）の額の 90%</p> <p>④一般管理費等の額の <u>55%</u></p> <p>【営繕系工種】</p> <p>①直接工事費－（直接工事費×0.1）の額の 97%</p> <p>②共通仮設費の額の 90%</p> <p>③現場管理費＋（直接工事費×0.1）の額の 90%</p> <p>④一般管理費等の額の <u>55%</u></p> <p>【機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事】</p> <p>①直接工事費－（直接工事費×0.2）の額の 97%</p> <p>②共通仮設費の額の 90%</p> <p>③現場管理費＋（直接工事費×0.2）の額の 90%</p> <p>④一般管理費等の額の <u>55%</u></p> |